

令和4年4月1日
独立行政法人国立公文書館

一般事業主行動計画

独立行政法人国立公文書館では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、女性職員はもとより全ての職員がより一層活躍できる職場環境を整備するため、本行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日
2. 目 標 男女の平均勤続年数の差を2年8か月以下（約3か月短縮）とする。
3. 取組内容と実施時期
令和4年4月～
 - (1) 仕事と家庭の両立支援のための制度を全役職員に定期的に周知するなど、仕事と家庭の両方において男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行う。
 - (2) テレワーク、時差出勤等、柔軟な働き方が選択できるよう配慮し、生活上の制約のある職員等の能力発揮に努める。
 - (3) 人事管理にあたっては、職員の意欲と能力の把握に努めるとともに、職務経験の付与については、男女間で偏りが無いよう配慮し、幅広い職務経験を積ませることにより、将来の管理職登用の候補者育成を行う。